

## ◎軽自動車税重課税率の適用年度早見表 その1

初 度 検 査 年 月	重課税率適用年度
平成10年(平成10年12月)	平成28年度～
平成11年(平成11年12月)	平成28年度～
平成12年(平成12年12月)	平成28年度～
平成13年(平成13年12月)	平成28年度～
平成14年(平成14年12月)	平成28年度～
平成15年(平成15年12月)	平成29年度～
平成15年10月～平成16年3月	平成29年度～
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度～
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度～
平成18年4月～平成19年3月	令和2年度～
平成19年4月～平成20年3月	令和3年度～
平成20年4月～平成21年3月	令和4年度～
平成21年4月～平成22年3月	令和5年度～
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度～
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度～
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度～
平成25年4月～平成26年3月	令和9年度～
平成26年4月～平成27年3月	令和10年度～
平成27年4月～平成28年3月	令和11年度～
平成28年4月～平成29年3月	令和12年度～
平成29年4月～平成30年3月	令和13年度～
平成30年4月～平成31年3月	令和14年度～
平成31年4月(令和元年5月～)～令和2年3月	令和15年度～
令和2年4月～令和3年3月	令和16年度～
令和3年4月～令和4年3月	令和17年度～
令和4年4月～令和5年3月	令和18年度～
令和5年4月～令和6年3月	令和19年度～
令和6年4月～令和7年3月	令和20年度～
令和7年4月～令和8年3月	令和21年度～
令和8年4月～令和9年3月	令和22年度～
令和9年4月～令和10年3月	令和23年度～

※自動車検査証の初度検査年月は平成15年10月14日以前に登録された車両については、平成15年、平成14年、平成13年というように年単位で表記がされています。この場合については、平成15年12月、平成14年12月、平成13年12月といったように読み替えることとなります。(地方税法等の一部を改正する法律改正附則第14条第2項)

◎軽自動車税重課税率の適用年度早見表 その2

課税される年度

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
H10	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H11	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H12	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H13	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H14	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H15	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H16	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H17	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H18	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H19	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H20	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●
H21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
H22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●
H23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●
H24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●
H25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●
H26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
H27	※	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	●
H27			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	●
H28			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	●
H29				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
H30					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
H31						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
R元							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
R2							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
R3								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
R4									■	■	■	■	■	■	■	■	■
R5										■	■	■	■	■	■	■	■
R6											■	■	■	■	■	■	■
R7												■	■	■	■	■	■
R8													■	■	■	■	■
R9														■	■	■	■

自動車検査証記載の初度検査年月（各年度4月～翌年3月までの新規検査とする）

(※)平成27年4月1日に登録した車両については、平成27年度から新規税率で課税されます。

(注) ■ は各年度4月1日に登録した車両に限り、課税されます。

- : 現行税率
- : 新規税率(平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両)
- : 重課税率(最初の新規検査から13年を経過した車両)